

## 奈良学園大学奈良文化女子短期大学部における公的研究費の不正使用等の防止のための内部監査点検方法

本点検事項は、本学公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止等に関する規程第24条(3)に基づき、内部監査の点検事項をあらかじめ定め、本学と監事及び監査人とで共有することで両者の連携強化を図ることを目的とする。

- 1 内部監査部門は、把握された不正発生要因に応じて、監査計画を立案し、随時見直し、監査の効率化と適正化を図るものとする。
- 2 内部監査部門は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなどのチェックを一定数実施するものとする。
- 3 内部監査部門は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施するものとする。
- 4 研究者の一部を対象に、当該研究者の旅費を一定期間分抽出して先方に確認、出勤簿に照らし合わせるものとする。
- 5 研究者の一部を対象に、当該研究者の旅費を一定期間分抽出して出張の目的や概要についてヒアリングを行うものとする。
- 6 非常勤雇用者の一部を対象に、勤務実態についてヒアリングを行うものとする。
- 7 納品後の物品等の一部について、現物確認を行うものとする。
- 8 納品後の物品等の一部について、業者の帳簿との突合を行うものとする。
- 9 その他、1～8まで以外にどのような方法による監査を実施しているか、また監査対象の抽出方法並びにその方法を採用した理由を記述し、内部監査部門から学校に示すものとする。